

消地協第 22 号の 2

令和 8 年 2 月 3 日

各都道府県知事 殿

消費者庁長官

(公印省略)

地方消費者行政強化交付金交付要綱別記 8 第 3 の 4 に定める特に緊急的・集中的に対応が求められる取組について (通知)

令和 8 年 2 月 3 日付け消地協第 21 号において通知した「地方消費者行政強化交付金交付要綱 (令和 8 年 2 月 3 日消費者庁長官決定)」別記 8 第 3 の 4 に定める特に緊急的・集中的に対応が求められる取組のうち「新 PIO-NET システムへの円滑な移行」の基準額、対象経費及び交付率について、別表のとおり通知します。

1 区分	2 実施主体	3 基準額	4 対象経費		5 交付率
新PIO-NETシステムへの円滑な移行のための体制整備	都道府県及び市町村等	なし	入出力装置 (マイク付きヘッドセット)	相談に従事する者が使用する端末の台数を上限とする。 ※テレフォニーシステム導入自治体の購入に限る。	10/10
			入出力装置 (ディスプレイ、マウス及びキーボード)	相談に従事する者が使用する端末の台数を上限とする。	
			周辺機器 (プリンター、スキャナー又はそれらの機能を有する複合機)	消費生活センター(サブセンター等を含む。)ごとに相談に従事する者が使用する端末の台数が9台以下の場合には1台、10台以上の場合には2台を上限とする。	
			回線敷設工事	新たな相談支援システムへの接続に必要な工事に限る。 ※保守費用や通信費などの経常経費は対象外。	
		端末1台につき12万円	端末	国民生活センターへ返却予定のPIO-NET 接続端末の代替品として購入するものであり、かつ消費生活相談員が使用する端末のみ対象。 ※行政職員用の端末は対象外。	
なし	ソフトウェア (文書・表計算ソフト)	※サブスクリプション型は対象外。			
セキュリティソフトを導入する端末1台につき4万円 ※複数のソフトを購入する場合も、1台につき4万円	セキュリティ対策 (セキュリティソフト)	消費生活相談員が使用する端末へ導入するものであり、かつネットワークに接続するために必要なセキュリティソフトのみ対象。 ※USB デバイス制御などネットワークを介さないウイルス対策ソフトは対象外。 ※行政職員用の端末に導入するものは対象外。 ※1本のソフトで複数のライセンスを購入する場合、相談員が使用する端末台数分の費用のみ交付対象とする(1台当たりの按分額が4万円の範囲内であれば全額交付対象)。			

		なし	セキュリティ対策 (二要素認証機器)	消費生活相談員が使用する端末で使用するものであり、かつネットワークに接続するために必要な二要素認証機器のみ対象。 ※メール認証、SMS 認証及びアプリ認証に係る経費は対象外。 ※行政職員用の端末で使用するものは対象外。	
		①相談業務及び執務環境の整備も含め法人に委託している消費生活センター ：800 万円 ②その他の消費生活センター： ・新システムに接続する相談員の端末台数 5 台まで ：一律 100 万円 ・新システムに接続する相談員の端末が 6 台以上 ：1 台につき 20 万円	セキュリティ対策 (セキュリティソフト及び二要素認証機器以外)	セキュリティ対策のためのインシヤルコスト(セキュリティソフト及び二要素認証機器の費用を除く。)のみ対象。 ※保守費用などの経常経費は対象外。 ※サブセンター・サテライト等がある自治体は、サブセンター等ごとに算出して合算した額を申請可。 ※行政職員用の端末は基準額の算出に含めない。	
消費者行政担当職員及び消費生活相談員等の新PIO-NETシステムに係る研修への参加	都道府県及び市町村等	なし	消費者行政担当職員及び消費生活相談員等の新PIO-NET システムに係る研修への参加に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、旅費、委託料、負担金・補助及び交付金		10/10

※1 上記の対象経費のうち、令和 7 年度地方消費者行政強化交付金強化事業により交付した経費については対象外とする。ただし、消費生活相談員の増員等の状況の変化があった場合にはこの限りではない。

※2 第 1 欄の新 PIO-NET システムへの円滑な移行のための体制整備に係る経費のうち、リース、保守費用等の経常経費は対象外。